

福生市ホームページ広告掲載申込書

年 月 日

（あて先）

福生市長

住所（所在地）

申 込 者

氏名（事業者名）

印

電話番号等 TEL

FAX

E-MAIL

（担当者氏名）

福生市ホームページバナー広告掲載取扱要綱第9条の規定に基づき、別記契約条項を了承し、福生市ホームページ広告掲載を申し込みます。

1 掲載希望期間 年 月 日から 年 月 日まで

2 リンク先ホームページアドレス

3 広告原稿（別紙添付）

契約条項

(申込み)

第1条 申込の期限は、福生市長（以下「甲」という。）が特別に認めたものを除き、広告掲載の開始を希望する月の前々月の末日までとする。

2 申込みできる広告の掲載期間は、1月を単位とし、年度内において最長12月とする。

3 広告は、掲載開始日の午前9時から掲載を開始し、掲載終了日の午後5時をもって終了するものとする。

(掲載できる広告の種類及び範囲)

第2条 市ホームページに掲載できる広告は、市民生活の利便性の向上に寄与するもので、次のいずれにも該当しないものとする。

(1) 市の広報媒体としての公共性、中立性及びその品位を損なうおそれのあるもの

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に該当するもの

(3) 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第5号までに規定する暴力団等の利益につながるもの

(4) 消費者金融、債権回収等に関するもの

(5) 人権侵害、信用棄損、業務妨害等を引き起こすおそれのあるもの

(6) 投機的内容又は射幸心を著しくあおる内容のもの

(7) 法令又は条例若しくは規則に違反し、又は抵触するおそれのあるもの

(8) 公序良俗に反し、又は反するおそれのあるもの

(9) 政治活動、選挙、宗教活動、意見広告又は個人の宣伝に係るもの

(10) 前各号に掲げるもののほか、甲がホームページに掲載する広告として適当でないと認めるもの

2 前項の規定は、広告からのリンク先として広告主が指定したホームページ（以下「広告主のホームページ」という。）及び広告主のホームページにおいてリンクしているものの内容についても適用する。

(掲載の決定)

第3条 広告を掲載しようとする者（以下「乙」という。）より申込みがあった広告については、甲が広告選定委員会による審査を経て掲載の適否を決定する。

(広告掲載契約の成立)

第4条 第3条の決定の通知が乙に到達することによって、甲、乙間においてバナー広告（以下「広告」という。）掲載契約が成立するものとする。

2 広告の掲載位置は、甲が定めるものとする。

3 本契約によって生じる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は継承させることはできないものとする。

(広告の規格)

第5条 広告の規格は次のとおりとする。

(1) 天地 50 ピクセル

(2) 左右 180 ピクセル

(3) 10 キロバイト以内

(4) GIF形式（GIFアニメ不可）

(5) 静止画（点滅等の特殊な効果を含まないもの）

2 広告原稿の作成費用は、乙の負担とする。

(広告掲載に関する乙の責務)

第6条 乙は、広告及びリンク先ホームページの管理運営に関連して以下の責務を負うものとする。

(1) セキュリティー対策を実施していること。

(2) 甲の管理するコンピュータシステムに影響を与えないこと

(3) 広告を通じて乙のホームページにアクセスする利用者のコンピュータシステムに影響を与えないこと。

(4) 掲載された製品、サービス等についての全責任を負うこと。

(5) 第3者の権利を侵害していないこと。

(掲載料金)

第7条 掲載料は、月 20,000 円とする。

2 前項の規定にかかわらず、同一の広告を3月以上12月以下の間、継続して掲載する場合の広告の掲載料は、次の表のとおりとする。

掲載期間	月額掲載料
3月～5月	19,000円
6月～11月	18,000円
12月	16,000円

(掲載料の納入方法)

第8条 甲は乙に対し、広告掲載の決定に合わせて、掲載料の納入通知書を発行する。

2 乙は納入通知書に記載された期限までに支払うものとする。

3 前項の納入確認は、甲が入金確認ができた時点を入金確認日とする。

(納入遅延)

第9条 乙が前条に定める納入を遅延した場合、甲は納入確認ができるまで、広告を掲載しないことができるものとする。

(広告掲載の中止)

第10条 広告掲載契約成立後、広告又はリンク先ページの内容が第2条又は第6条に違反したと認められるときは、甲は広告の掲載を中止し、乙に対して広告又はリンク先ホームページの内容の変更を申し出ることができるものとする。この場合、乙は遅滞なく甲の申し出に従うものとする。ただし、甲からの申し出に乙が従わない場合、甲は広告の掲載を再開しないものとする。

(届出義務)

第11条 乙は次のいずれかに該当する場合は速やかに甲に届出なければならない。

(1) 広告の掲載を取り下げるとき。

(2) 広告を差し替えるとき。

(3) リンク先ホームページのアドレスを変更するとき。

(4) リンク先ホームページに障害等が発生したとき。

(5) 前各号に規定するもののほか、福生市ホームページ広告掲載申込書の記載内容に変更があったとき。

(契約の解除)

第12条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、乙への催告その他何らの手続きを要

することなく、本契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

- (1) 乙から書面により広告掲載の決定を取消す旨の申し出があったとき。
- (2) 第10条の規定による甲からの申し出に対し乙が従わないとき。
- (3) 乙が掲載料の支払いをしないとき。
- (4) 乙が営業免許等を取消されたとき。
- (5) 乙による特別精算、会社整理、民事再生手続、会社更生、破産等の申立てがあったとき。
- (6) 乙又は乙の代理人、代表者、従業員等が法令に違反した場合等で、乙の広告掲載を継続することが甲の利益を損ね、又は信用を失墜するおそれがあると甲が判断したとき。
- (7) 現に掲載している乙の広告、リンク先ホームページの内容等乙の情報が社会的重大な事件、事故に影響を与える恐れがあると甲が判断したとき。
- (8) 現に掲載している乙の広告を理由に訴訟等の問題が発生したとき。
- (9) 前各号のほか、この契約条項に違反したとき。

(掲載料の還付等)

第13条 広告の掲載期間中、甲の都合により市ホームページを閉鎖した時間が生じた場合は、その時間に応じ次の表のとおり、掲載料を還付するものとする。ただし、システムメンテナンスの場合を除く。

閉鎖時間	還付する金額
12時間以上24時間以内	700円
以降24時間ごと	700円

- 2 広告掲載後、乙の責めに帰すべき理由により、広告掲載が中止になったときは、既納の掲載料は還付しないものとする。ただし、甲が相当の理由があると認めるときは、未掲載月分の掲載料について還付することができるものとする。
- 3 乙は、広告掲載後、その責めに帰すべき理由により、甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(契約変更)

第14条 必要があるときは、甲・乙協議の上、書面によりこの契約条項を変更できるものとする。

以上